

第6回熊本県地域医療対策協議会	資料 2-2
令和4年3月15日	

熊本県自治医科大学卒業医師
キャリア形成プログラム
(案)

令和4年(2022年) 月

熊本県健康福祉部健康局医療政策課

目 次

1	熊本県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて	1
2	プログラム対象者について	1
3	プログラム対象期間	1
4	プログラム対象医療機関	1
5	配置方針	2
6	後期研修について	3
7	専門研修について	3
8	対象期間の一時中断	3
9	対象者に対するキャリア形成支援	4

(別紙) 総合診療及び内科専門研修を専攻した場合のシミュレーション

1 熊本県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて

- (1) 本プログラムは、医療法の規定に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として、熊本県が作成するプログラムです。
- (2) 本プログラムは、次の通知等に基づき作成しています。
- ・ キャリア形成プログラム運用指針について（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）
 - ・ 熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱

2 プログラム対象者

自治医科大学医学部を卒業した医師（以下、「自治医」という）で、熊本県職員として地域医療に従事する者

3 プログラム対象期間

自治医科大学医学部修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間

4 プログラム対象医療機関

卒後2年間については、初期臨床研修のため、県内に所在する知事が決定した医療機関での勤務となります。初期臨床研修修了後は、へき地等の公立医療機関を中心に知事が指定した医療機関に勤務していただきます。

(参考)令和3年度派遣先医療機関

へき地等の医療機関	
1	阿蘇医療センター(阿蘇医療センター波野診療所)
2	山都町包括医療センターそよう病院(北部へき地診療所、緑川へき地診療所、井無田へき地診療所)
3	人吉医療センター(五木村診療所)
4	球磨郡公立多良木病院(槻木診療所、水上村立古屋敷診療所)
5	上天草市立上天草総合病院(上天草市立湯島へき地診療所、教良木診療所)
6	国保天草市立河浦病院
7	国保天草市立新和病院
8	小国公立病院
9	八代市立椎原診療所

5 配置方針

- (1) 各地域の医師不足の状況等を踏まえ、へき地等の医療機関で勤務していただきますが、各医師のキャリア形成に関する意向についてもできる限り配慮し、配置の調整を行います。
- (2) へき地等の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する総合医を養成するとした自治医科大学の建学の趣旨に則り、派遣先では、原則、総合診療医または内科医として業務に従事します。
- (3) 配置の基本的な考え方として、初期臨床研修後初めて地域勤務を開始する医師については、原則、比較的規模が大きい病院に、卒業年次の異なる義務年限期間内の先輩自治医と一緒に配置します。その後、経験を重ね、一人での勤務が可能と判断した医師については、一人配置となる病院や診療所（常勤）または後輩自治医と同一の病院に配置します。
- (4) 勤務期間においては、地域で標準的医療を提供するために必要な知識と技術の向上などを目的として、週1日、勤務先以外の医療機関で研修に従事することが可能です。

○ 配置のイメージ



(参考)実際の配置例

A医師	初期臨床 研修	人吉医療 センター	小国 公立病院	小国 公立病院	上天草 総合病院	後期 研修	新和 病院	湯島 診療所
B医師	初期臨床 研修	多良木 病院	多良木 病院	新和 病院	新和 病院	阿蘇医療 センター	後期 研修	人吉医療 センター
C医師	初期臨床 研修	上天草 総合病院	そよう 病院	そよう 病院	後期 研修	小国公立 病院	小国公立 病院	阿蘇医療 センター
D医師	初期臨床 研修	小国 公立病院	上天草 総合病院	河浦 病院	湯島 診療所	湯島 診療所	後期 研修	阿蘇医療 センター
E医師	初期臨床 研修	河浦 病院	河浦 病院	多良木 病院	多良木 病院	椎原 診療所	後期 研修	多良木 病院
F医師	初期臨床 研修	上天草 総合病院	上天草 総合病院	後期 研修	そよう 病院	そよう 病院	人吉医療 センター	湯島 診療所

義務年限終了

6 後期研修について

(1) 後期研修は、原則として、初期臨床研修修了後3年間へき地等の医療機関に勤務した後の1年間とし、この期間は義務年限に含まれます。

なお、知事が特に必要と認めた場合には、1年を限度として後期研修を延長することができますが、延長された期間は義務年限には含まれません。

(2) 後期研修に従事することが可能な医療機関は、医師本人の申出を受け、知事が認めた医療機関等になります。

7 専門研修について

(1) 専門研修プログラムに登録するか否かは医師本人の希望によるものとしませんが、現在、派遣先では、原則、総合診療医または内科医として業務に従事することとしているため、後期研修が1年間以内（または後期研修を使わない）で、本県において義務年限期間内で専門医受験資格を取得可能なのは、総合診療専門医または内科専門医です。（他の診療科の選択を妨げるものではありませんが、総合診療または内科以外を選択する場合、専門医受験資格の取得は義務年限終了後になります。）

派遣先によっては受験資格を取得することができない場合もあります。総合診療及び内科専門研修を専攻した場合のシミュレーションを作成しましたので参考にしてください（別紙）。

(2) 専門研修登録後の配置先については、医師本人の意向を聞き、各プログラムの責任者と県で協議の上、決定しますが、へき地等の医師不足状況への対応が優先されますので、必ずしも希望通りにはならないこともあります。

(3) 総合診療及び内科専門研修以外の専門研修プログラムについては、義務年限の従事要件の中でどのような研修ができるか、また、カリキュラム制の活用等について専門研修プログラム責任者との協議を順次行い、プログラムの充実を図っていきます。

8 対象期間の一時中断

(1) プログラム対象者は、自治医科大学医学部修学資金貸与規程に基づき、次のいずれかに該当し、初期臨床研修又はプログラム対象医療機関に勤務できなかった場合プログラムの中断が可能です。

- ① 休職（育児休業及び介護休業及び配偶者同行休業含む。）
- ② 停職
- ③ 育児短時間勤務（通算5年を超えたとき）

(2) 産前産後休暇の取得期間については、プログラム対象医療機関で勤務したとみなします。

9 対象者に対するキャリア形成支援

- (1) プログラム対象者に対しては、キャリア形成の視点から、熊本県医療政策課が定期的に面談を行うとともに、随時相談等にも対応します。面談では、各医師が考えるキャリア形成の方向性について確認し、医師一人一人に合わせた支援を行います。
- (2) 義務年限内で専門医資格が取得困難な診療科を希望する場合においても、熊本大学病院等の基幹施設と相談するなど、義務年限明け後の専門研修プログラム移行がスムーズにできるよう支援します。
- (3) 義務年限中に他県で勤務する期間がある（結婚協定）医師については、相手県と協力しながら、キャリア形成支援を行います。

お問い合わせ先
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 企画・医師確保班 TEL : 096-333-2204 FAX : 096-385-1754 Mail : iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp